

同すのた期  
る供の覧  
すに持縦  
用覧保、  
準縦のり  
て、境よ  
いて、環に  
おい、活定  
につ、生規  
項にのの  
三出の項  
第届地二  
条の第  
六更の第  
第変の周八。  
）の第き  
号舖が法で  
一店が同  
十売者、と  
九小者、と  
第模するはこ  
律規置るす  
法大設す出  
年の有提  
十次舖をを  
成、店見書  
（よ、売意見  
法に模い  
地に規つ事  
立規大に知日  
舖のる項に四  
店項係事で月  
売三にきま一  
小第告べ日年  
模条公すの四  
規五の慮了和  
大第。こ配満令

岡山県知事 伊原 木 隆 太

届  
1 店一 ほか  
2 原番名 五隆 番博  
3 の名称、住所及び代表者の氏名  
○番一 号 第一福岡ビル S 館 四階  
○番一 号 第一福岡ビル S 館 四階  
4 日 二 十 日  
届令縦  
1 日 か 同 年 五 月 六 日 まで  
2 日 十 日 四 月 六 日 まで

法  
る  
め  
間

一

1

2

3

4

二三

1

2